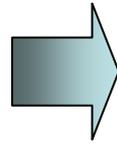


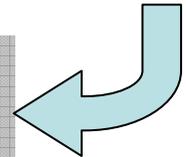
湖沼水質保全特別措置法の一部改正の概要

湖沼の水質の改善が停滞
(総務省の政策評価においても指摘)
住民運動の活発化、関心の高まり



湖沼水質の改善に向けた
施策の拡充が必要

これまでの対策
(工場・事業場に対する負荷量規制、
生活排水対策等)に、以下を追加



1. 湖沼に流入する汚濁負荷の一層の削減

(1) 流出水対策地区の新設

農地・市街地等から流出する汚濁負荷への対策が必要な地域を指定
流出水対策推進計画を策定し、流出水対策を推進

(2) 工場・事業場に対する規制の見直し

これまで新增設の工場・事業場についてのみ実施していた負荷量規制
を既設事業場に対しても適用

2. 水質浄化機能を確保するための、湖辺の環境の適正な保護

湖辺環境保護地区の新設

水質の保全のために特に保護が必要な地域(例;湖辺のヨシ原)を指定
植物の採取等について届出を義務づけ

3. その他

湖沼計画の策定手続に、関係住民の意見聴取を位置付ける 等